

仙北市ウォークラリー大会開催要項
(ねんりんピック秋田2017「ウォークラリー交流大会」リハーサル大会)

1 主 催

ねんりんピック秋田2017仙北市実行委員会・仙北市

2 主 管

秋田県レクリエーション協会

3 期 日

平成28年9月11日(日)

4 会 場

- ・秋田県立角館高等学校定時制課程校舎体育館
- ・仙北市角館町内特設コース

5 募集チーム数

- (1) 高齢者の部 10チーム程度 (構成人数 : 1チーム5人)
- (2) 一般の部 10チーム程度 (構成人数 : 1チーム3~5人)

6 大会日程

- (1) 受 付 8:30 ~ 9:00 (角館高校定時制体育館)
- (2) 開 始 式 9:00 ~ 9:45 (")
- (3) 競技・昼食 10:00 ~ 12:30 (仙北市角館町内特設コース)
(角館高校定時制体育館)
- (4) 表 彰 式 12:30 ~ 13:00 (")
- (5) 健康づくり教室 13:00 ~ 15:00 (")
- (6) レクリエーション教室 13:00 ~ 15:00 (")

7 対 象

(1) 高齢者の部

メンバー全員(5人)が昭和33年4月1日以前に生まれた方で構成されるチーム
※高齢者の部では、平成29年9月に開催される「ねんりんピック秋田2017ウォークラリー交流大会」の秋田県選手団(県枠及び仙北市枠 計3チーム)への推薦チーム選考を兼ねております。

代表チームの選考条件は下記のいずれも満たすチームです。

- ア. メンバー全員(5人)の生年月日が、昭和33年4月1日以前の方で構成されている。
- イ. 平成29年9月に行われる本大会に出場を希望する。
- ウ. 秋田県選手団推薦の際、3チームのうち、1チームは仙北市在住チームとする。
 - ・県 枠 : メンバー全員(5人)が秋田県に在住している。
 - ・仙北市枠 : メンバー全員(5人)が仙北市に在住している。

(2) 一般の部

年齢制限なし(ただし、小学生以下は保護者同伴とする)

8 競技方法

- (1) 主催者で作成した地図（コマ図）と記録票を携帯して行う。
- (2) チームによる団体行動とし、時間得点及び観察・チェックポイントでの課題得点を合計して競う。

9 大会規定

- (1) 大会当日、出場選手が規定人数（高齢者の部5人・一般の部3人）に満たないチームはオープン参加とし、順位から除くものとする。
- (2) スタートしたチームは、途中棄権する場合でも記録票を必ずゴール係に提出するものとする。
- (3) ゼッケンは、主催者が用意したものを使用する。
- (4) 小雨決行とするが、競技が実施不可能なときは主催者が判断を行い、対応について連絡する。
- (5) この大会の高齢者の部は、来年（平成29年9月）行われる、ねんりんピック秋田2017「ウォークラリー交流大会」に出場する秋田県選手団への推薦チーム選考会を兼ねる。

10 表彰

- (1) 高齢者の部
優勝・準優勝・第3位のチームを表彰する。
- (2) 一般の部
優勝・準優勝・第3位のチームを表彰する。

11 健康づくり教室

健康づくりの指導、健康チェック、健康相談などを行う。

12 レクリエーション教室

ニュースポーツの紹介

13 参加料

参加者1人につき300円（お茶代を含む）

14 参加申し込み

- (1) 申し込み方法
 - ア. 指定の参加申込書で申し込むこと。
 - イ. 持参、郵送、FAXまたはEメールのいずれかの方法で申し込むこと。
 - ウ. 受付終了後、参加料を持参するか、次の口座に振り込むこと。
なお、振込手数料は申込者負担とする。

【振込先】

ゆうちょ 銀行 八六八 支店（普通預金） 口座番号 1945702

ねんりんピックあきたにせんじゅうななせんぼくしじこういんかい

口座名義 ねんりんピック秋田2017仙北市実行委員会

- (2) 申込受付期間
平成28年7月4日（月）～平成28年8月19日（金）（申し込み順）
- (3) その他
全参加チーム決定後、参加チーム代表者へ「受付証」を送付する。

15 申し込み・問い合わせ先

ねんりんピック秋田2017仙北市実行委員会事務局

〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47番地

仙北市市民福祉部 長寿支援課

電話 (0187) 43-2281 FAX (0187) 52-5007

Eメール chojushien@city.semboku.akita.jp

※メールにて申し込みをされる際は、題名に「ねんりんピック秋田2017
リハーサル大会申し込み」と表記すること。

16 その他

- (1) 主催者は、疾病・傷害等発生の際、応急手当以外の責任を負わないものとする。
- (2) 傷害保険は、主催者で加入する。